

# 令和3年度 届け出等に関する変更点について

1. 令和3年度の保険料率
2. 保険証再交付有料化
3. 届出様式における押印の廃止
4. 電子申請の受付範囲
5. 今後のスケジュール
6. よくある質問

# 1. 令和3年度の保険料率について

**健康保険料率**

**98/1000**  
**(令和元年度と同率)**

**介護保険料率**

**18/1000**  
**(令和元年度と同率)**

## 2. 保険証再交付有料化

- \* これまで保険証の再交付を無償で行ってきましたが、再交付手数料をいただくこととなりました。

# 保険証再交付に係る手順等

○[手数料] 1,000円（1枚につき）

○[手順]

- ① 事業所より「健康保険被保険者証再交付申請書」を当組合へ提出
- ② 保険証を再交付、及びゆうちょ銀行の振込用紙を事業所へ送付
- ③ 振込用紙にて、手数料を納付期限までに振り込む

○[実施日] 令和3年4月1日受付分より

## 手数料をとらないもの

- \* (1) 毀損（カードの破損、印字のかすれ等）または、住所欄の記載余白が無くなった場合、保険証を添付することが必要です。
- \* (2) 盗難、天災等による再交付の場合、盗難受理証明書、罹災証明書を添付することにより、手数料が免除になる場合があります。

### 3. 届出様式における押印の廃止

標記の件につきまして、厚生労働省関係省令の一部改正により、次の届出用紙について、押印を廃止することとしました。

# 押印を廃止した届出 1

## 適用関係

- \* 1) 取得届
- \* 2) 喪失届
- \* 3) 算定基礎届
- \* 4) 月額変更届
- \* 5) 賞与支払届
- \* 6) 氏名変更届

## 給付関係

- 7) 移送費支給申請書
- 8) 傷病手当金支給申請書(※)
- 9) 出産手当金支給申請書(※)
- 10) 特定疾病療養受療証交付申請書

- \* (※)の申請書については、委任状欄における被保険者（申請者）及び受任者（事業所）の押印は、従来通り必要です。

# 押印を廃止した届出 2

- \* 保健事業課
- \* 保健事業にかかわる申請書全般
- \* 各種補助金申請書／但し、JTB保養所利用申請書は除く



## 4.電子申請の受付範囲拡大

令和2年  
11月～

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

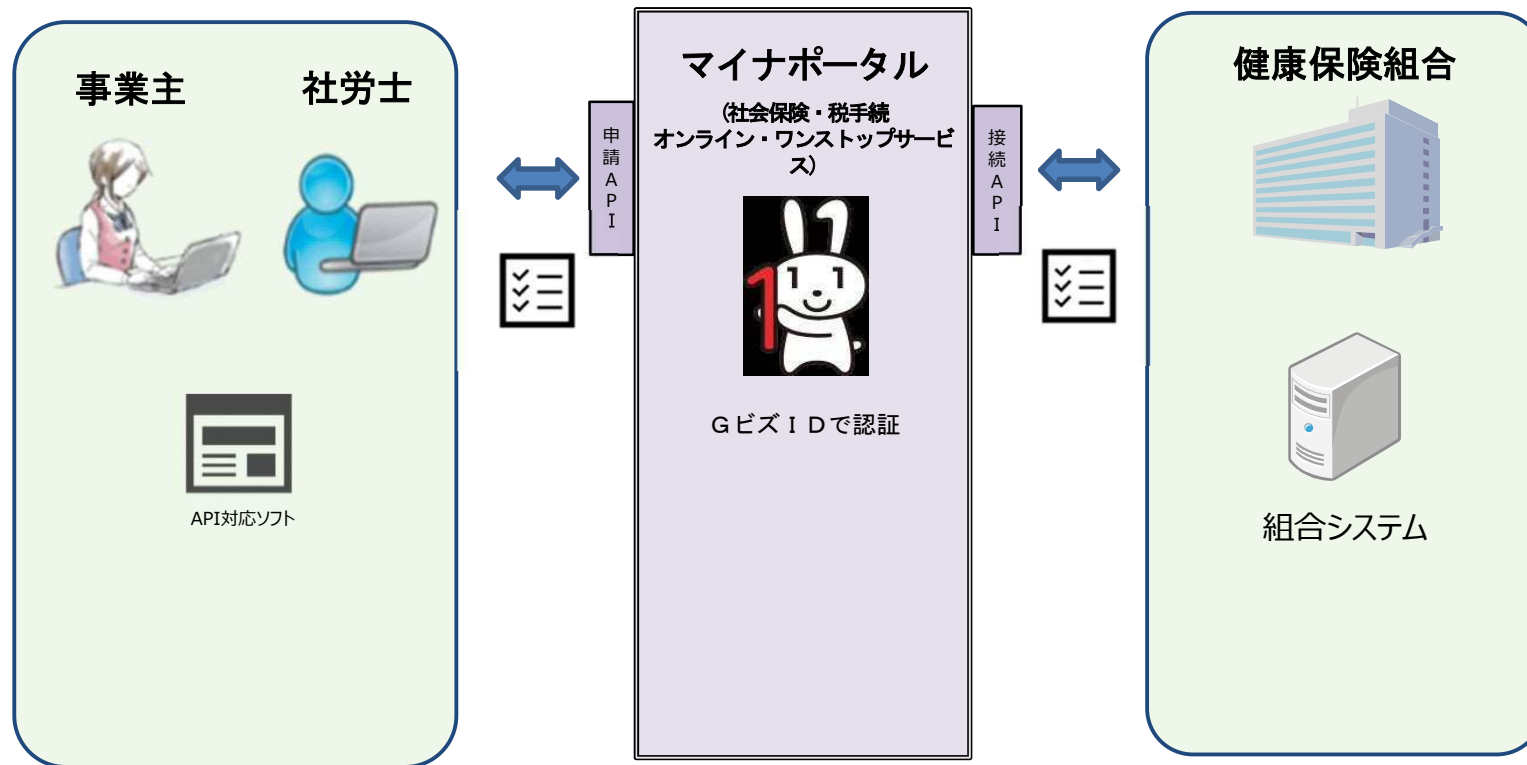


令和3年  
4月～

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届

[資本金1億円超] → 義務化  
[資本金1億円以下] → 任意

# 電子環境の仕組みについて



# 健康保険組合への電子申請はG Biz IDで !!


ジー・ Biz・ アイディー

令和2年4月からの電子申請にご利用頂ける「G Biz ID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※「G Biz ID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp>

G Biz ID 検索



## 「G Biz ID」の取得方法のご案内

### <手続き方法>

1. 「G Biz ID」のホームページから「gBizIDプライム作成」のボタンをクリックして、申請書を作成・ダウンロード
2. 必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID運用センター」に送付
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に2週間程度要します。）
4. メールに記載されたURLをクリックして、パスワードを設定したら手続き完了！



# 5.今後のスケジュールについて

## 1. 算定基礎届等事務説明会

ZOOM等による開催を予定しています  
6月中旬頃

## 2. 算定基礎届の提出について

提出方法：郵送のみ（来所いただいても預かりのみ）

算定基礎届受付期間：6月21日(月)から7月12日  
(月) 必着

## 6.よくある質問－①

- \* **Q** 退職後も、継続して被保険者として加入できますか
- \* **A** 在職中、被保険者としての加入期間が継続して2か月以上ある方は、最長2年間被保険者となることができます。
- \* 退職日の翌日から20日以内にお手続きください。
- \* 上記の手続きを**任意継続**といいます。

## 6.よくある質問－②

- \* **Q** 家族が仕事を辞めて、収入が無くなるので扶養にしたいのですが、手続きを教えてください。
- \* **A** 「被扶養者異動届」と「被扶養者認定資料」、認定資料裏面にある書類を添付し、ご提出ください。
- \* その際、失業給付の手続きされるか否か等の確認もいたします。

## 6.よくある質問－③

\* **Q** 別居している実の両親を扶養に入れたいのですが、条件を教えてください。

\* **A** 実の両親の場合、同居条件はありませんので、別居の場合でも、生計維持関係が証明できれば被扶養者の範囲となります。

\* ただし、収入がある場合は、それぞれの年間収入が130万円未満で、その額が被保険者からの仕送り額を下回っていることが条件です。

\* ※60歳以上の方、または障害者の方は収入が180万円未満です。

以上